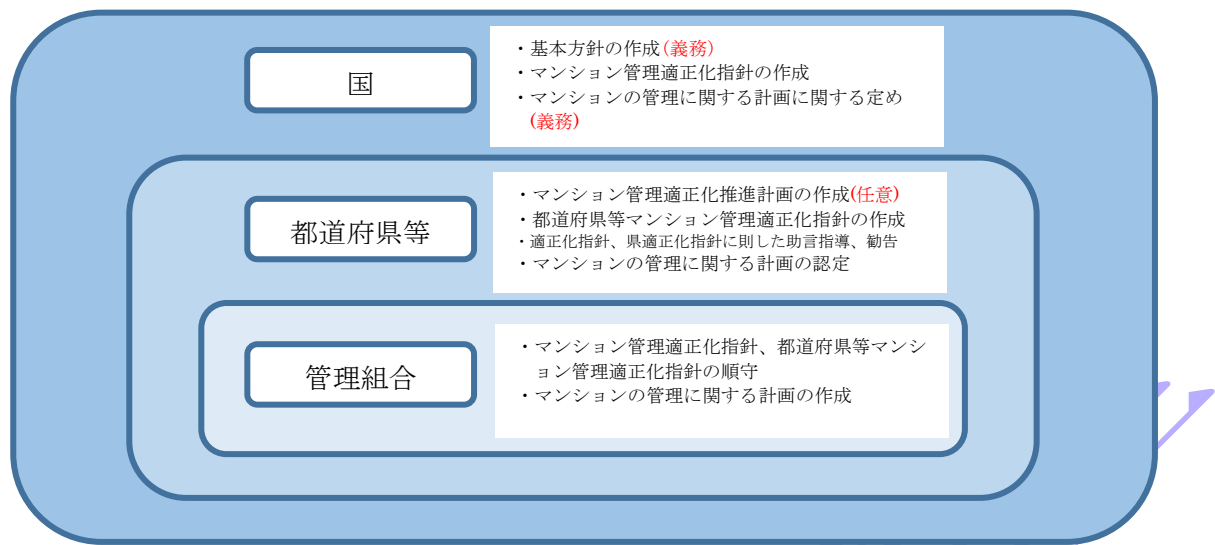


: マンション管理適正化法 改正要綱



国は、「基本方針」「マンション管理適正化指針」「管理組合が作成する(マンションの管理に関する)管理計画を都道府県知事等が認定するための基準等に関する定め」の3つを定めなければならない。

都道府県等は、基本方針に基づき「マンション管理適正化推進計画」を定めることができ、定めた場合には、その中で「都道府県等マンション管理適正化指針」を作成しなければならない。

また、「マンション管理適正化推進計画」を定めた場合には、「管理組合が作成する(マンションの管理に関する)管理計画」の認定が管理組合から申請されれば、適否を判断し認定しなければならない。

「(マンションの管理に関する)管理計画」については、計画に則していない場合の改善命令や取り消しの措置を行う。

他、国の定めた「マンション管理適正化指針」「都道府県等マンション管理適正化指針」に則して、必要な助言、指導を行い、また、著しく不適切なマンションに対しては勧告を行うこともできる。

管理組合は、国の定めた「マンション管理適正化指針」「都道府県等マンション管理適正化指針」の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

また、(マンションの管理に関する)管理計画を作成し、都道府県等に認定を申請することができる(5年毎の更新を受けなければ失効する,認定された計画の変更にあたっては改めて認定が必要)。